

自転車の交通違反に青切符が導入！



16歳以上の者が運転する自転車の交通違反に交通反則通告制度が適用されます！

※交通反則通告制度とは、比較的軽微な交通違反に、交通反則告知書（いわゆる「青切符」）が交付され、違反者が反則金を納付すれば、刑事罰に科されない制度のことです。

※自転車の交通ルールが変わるものではありません。



何が変わるの？ → 検挙後の手続が大きく変わります！

携帯電話使用等



二人乗り

傘差し運転



違反行為
の現認

※上記違反は一例です。



悪質・危険でない違反

指導警告

今までと
変わらない

悪質・危険な違反

検挙

この後が
変わるよ！



検挙後の手続き

刑事手続（赤切符等）

従来どおり

重大な交通違反や事故を起こしたとき

- (例) ○酒酔い運転、酒気帯び運転
- 交通違反により実際に交通事故を発生させる



交通反則告知（青切符）

交通反則通告
制度が適用

反則行為の中でも、重大な事故につながるおそれが高い違反

- (例) ○遮断踏切立入り
- スマホを持って画面を注視、又は通話をする

警告なく
検挙！

違反の結果、実際に交通への危険を生じさせたり、事故の危険が高まっているとき

- (例) ○違反により歩行者を立ち止まらせた
- 違反を同時に2つ以上行った

警告なく
検挙！

警察官の指導警告に従わず、違反行為を続け、又はしたとき

自転車をはじめとする軽車両の反則行為の種類と反則金の額

(令和8年4月1日施行)

反則行為の種類			反則金の額(円)
携帯電話使用等 (保持)	※ 1		12,000
放置駐車違反	駐停車禁止場所等	高齢運転者等専用場所等	12,000
	駐停車禁止場所等	高齢運転者等専用場所等以外	10,000
遮断踏切立入り	駐車禁止場所等	高齢運転者等専用場所等	11,000
	駐停車禁止場所等	高齢運転者等専用場所等以外	9,000
速度超過	25km以上30km未満		7,000
	20km以上25km未満		12,000
	15km以上20km未満		10,000
	15km未満		7,000
	信号無視	高齢運転者等専用場所等	6,000
		高齢運転者等専用場所等以外	5,000
通行区分違反			
追越し違反			
踏切不停止等			
交差点安全進行義務違反			
環状交差点安全進行義務違反			
横断歩行者等妨害等			
安全運転義務違反			
通行禁止違反			
歩行者用道路徐行違反			
歩行者等側方通過義務違反			
急ブレーキ禁止違反			
法定横断等禁止違反			
路面電車後方不停止			
優先道路通行車妨害等			
環状交差点通行車妨害等			
徐行場所違反			
指定場所一時不停止等			
幼児等通行妨害			
安全地帯徐行違反			
被側方通過車義務違反			
通行帯違反			
道路外出右左折合図車妨害			
指定横断等禁止違反			
車間距離不保持			
進路変更禁止違反			
追い付かれた車両の義務違反			

反則行為の種類	反則金の額(円)
乗合自動車発進妨害	
割込み等	
交差点右左折等合図車妨害	
交差点優先車妨害	
緊急車妨害等	
交差点等進入禁止違反	
無灯火	
減光等義務違反	
警音器吹鳴義務違反	※ 1
乗車積載方法違反	
軽車両整備不良	
自転車制動装置不良	
泥はね運転	
転落等防止措置義務違反	
転落積載物等危険防止措置義務違反	
安全不確認ドア開放等	
停止措置義務違反	
公安委員会遵守事項違反	
通行許可条件違反	
歩道徐行等義務違反	※ 2
路側帯進行方法違反	
並進禁止違反	
道路外出右左折方法違反	
交差点右左折方法違反	
環状交差点左折等方法違反	
軽車両乗車積載制限違反	
制限外許可条件違反	
原付等牽引違反	
自転車道通行義務違反	※ 2
警音器使用制限違反	

※ 1 自転車が対象（自転車以外の軽車両を除く）

※ 2 普通自転車が対象

etc.

自転車が歩道通行できる場合

自転車は車道通行が原則ですが、次の場合は歩道を通行することができます。

- 道路標識や道路標示によって歩道を通行できるとされているとき
- 運転者が、13歳未満の児童や幼児・70歳以上の高齢者・一定の身体障害がある方の場合
- 自動車の交通量が著しく多いなど、車道を通行すると事故の危険がある場合



詳しくは警察庁HPに掲載されている『自転車を安全・安心に利用するための一自転車への交通反則通告制度（青切符）の導入ー【自転車ルールブック】』をご覧ください。

自転車 ルールブック

検索

